イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0279

P_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0221

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0288

P_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0261

P_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.0234

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0252

P_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0248

Q　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 10 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額

R　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 14 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額

S　モノレール事業等を経営する市町村が当該モノレール事業等に対し出資する財源に充てるため昭和 51 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債については公営分として定める率）を乗じて得た額

T　モノレール事業等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため昭和 51 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0279

P_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0297

P_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.0243

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0266

P_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.0234

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0257

P_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0252

Q　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 10 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額

R　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 14 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額

S　モノレール事業等を経営する市町村が当該モノレール事業等に対し出資する財源に充てるため昭和 51 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額

T　モノレール事業等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため昭和 51 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（平成元年度までに償還を終了したものを除く。）の額のうち、